

8-1-14 開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請（規則第60条、細則第29条）

開発行為又は建築等に関する証明を受けようとする者は、「開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書」（付-37）に次の図書を添えて、許可権者に2部提出すること。

《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項	備 考
1	位置図	・方位、敷地の位置及び周辺の公共施設	1/50,000
2	区域図	・開発区域の境界、敷地・建築物・周辺の公共施設の位置	1/2,500
3	現況図	・土地の現況を表示（表8-2を参照）	1/300
4	求積図	・土地の面積を算出	1/500
5	配置図	・開発区域の境界、建築物・公共施設・排水施設・緩衝帯・法面及び擁壁の位置・形状	1/300
6	建築物等の平面図	・建築しようとする建築物等の各階平面図（構造を明示）	1/100
7	建築物等の立面図	・建築しようとする建築物等の二面以上の立面図	1/100
8	計画概要書	・細則様式第28号に記入のこと。	付-40
9	その他知事が必要と認めるもの	・法第29条第1項各号及び法第43条第1項各号、法第34条各号に該当することの判断資料を添付すること。 ・都市計画法の許可等を受けた場合は、その許可、承認、検査済証等の写しを添付すること。 ・公図、土地の登記事項証明書を添付すること。	

交付申請図書作成上の留意事項について（不備の指摘が多い事項です）

- ①建築確認申請と同じ地名地番、延べ面積としてください。
- ②公図、区域図、現況図、配置図において、開発区域（申請区域）を朱書きで明示してください。
- ③設計図書には、作成した者の記名をしてください。
- ④許可不要の増築・建替・用途変更の要件により建替等を行う場合は、現況図において既存建築物の除却予定時期（除却済みの場合は、建物位置を点線で図示し、除却時期）を明示するとともに、配置図において予定建築物の着工予定時期を明示してください。
- ⑤直近の建築確認の敷地範囲の確認のため、建築計画概要書（又は台帳記載事項証明書）を添付してください。
- ⑥切土盛土がある場合には、造成計画図及び土量計算書を添付してください。
- ⑦土地の登記事項証明書（法務局発行のもの）などの証明書類は、正本に原本を添付願います。土地の登記事項については、閲覧システムから印刷出力したものは、証明書とはなりませんのでご注意ください。また証明書類は、発行日から1年以内の証明書を添付してください。

※証明書発行後に、申請内容に変更が生じた場合、県では証明書の修正及び再発行に対応しておりません。60条証明の申請内容について、建築確認の申請内容と整合していることの確認は、申請者において確実に行っていただきますようお願い申し上げます。